小委員会交渉の概要

交渉日:令和4年4月22日(金)15時50分

場 所:第一本庁舎内会議室

出席者:当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長、法対部長

事項	組合主張	当局主張
2022年一時	○「2022年一時金の『支給対象・割合・	○「2022年一時金の『支給対象・割合・
金の「支給対	加算制度』の改善に関する要求書」を提	加算制度』の改善に関する要求書」、「2
象・割合・加算	出	022年夏季休暇の改善要求書」及び「2
制度」の改善要	○一時金の「支給対象・割合・加算制度」	022年同性とパートナー関係にある職
求	の改善は、休業等の制度利用に伴って一	員に関する諸制度の改善要求書」を受領
	時金が減額されてしまう育児・介護の事	○皆さんからの要求については真摯に受け
	情を抱える職員にとって切実な要求	止めるが、諸般の情勢を十分考慮しなが
		ら、慎重に検討していく必要
2022年夏季	○「2022年夏季休暇の改善要求書」を	○2022年同性とパートナー関係にある
休暇の改善要求	提出	職員に関する諸制度の改善要求について
	○職員のワーク・ライフ・バランスの実現	は、国や他団体との均衡の原則や、各制
	に向けては、夏季休暇の日数増をはじめ	度の目的・趣旨を考慮しつつ、引き続き
	とする更なる労働時間短縮が必要	検討を進めていく必要
	○夏季休暇の完全取得と計画的な連続取得	
	ができるようにすること、単年度ごとで	
	はなく恒常的に取得期間を拡大するこ	
	と、会計年度任用職員を含め全ての職員	
	の夏季休暇の日数増を行うことを要求	
2022年同性	○「2022年同性とパートナー関係にあ	
とパートナー関	る職員に関する諸制度の改善要求書」を	
係にある職員に	提出	
関する諸制度の	○「東京都パートナーシップ宣誓制度」の	
改善要求	創設に遅れることなく、同性とパートナ	
	ー関係にある職員の給与制度・休暇制	
	度・福利厚生制度を改善することを要求	
退職手当制度に	○退職手当制度については、都労連要求を	○人事院の調査結果では、退職一時金と企
ついて	踏まえて検討し、支給水準の改善を図り、	業年金を合わせた退職給付額の官民比較
	労使交渉で解決を図るべき	において、国家公務員の水準が民間を約
		1. 5万円、率にして0. 06%上回る
		状況

事項	組合主張	当局主張
		○都の退職手当制度は、基本的な手当構造
		は国と同様だが、基本額の支給率、調整
		額の算定方法などで異なり、今後、調査
		結果を踏まえ、国の動向等を注視しつつ、
		都における対応について、検討が必要
定年引上げにつ	○国の動向等を注視しつつ、引き続き検討	○国は、先月、地方公務員の定年引上げに
いて	していくとされた義務教育等教員特別手	伴う義務教育費国庫負担金の限度額算定
	当の取扱いについて、具体的な交渉を単	における諸手当の考え方について通知を
	組と任命権者との交渉に委ねたいとの考	発出しており、この通知を踏まえ、都に
	えが示されたが、教員の職務の専門性か	おける定年引上げ後の義務教育等教員特
	ら、妥当なものと考える	別手当の取扱いを検討
	○定年年齢の引上げが2023年4月に円	○本件に関する具体的な交渉については、
	滑に行われるよう、必要な条例改正等を	教育職員特有の制度であることも考慮
	行って準備を進めるとともに、より丁寧	し、任命権者と単組との間における協議
	な資料を作成して配布するなど、職員へ	に委ねたい
	の十分な周知を行うことを要求	○国は「国家公務員に関する政令の公布後
	○条例や規則・規程等の改正案がまとまり	に、別途通知する」としていた各地方公
	次第、都労連に情報提供し必要な解明に	共団体が条例等を整備するにあたり参照
	も答えること、59歳となる職員に対す	すべき条例例等について、今月、通知を
	る情報提供・意思確認の制度については、	発出
	60歳以後の働き方をどうするのか、当	○引き続き、令和5年4月の円滑な制度導
	該の職員本人が確信を持って判断できる	入に向けて、規定整備をはじめ必要な準
	ように、正確かつ丁寧な運用を行うこと	備を行うとともに、情報提供・意思確認
	を要求	制度の運用など、具体的な対応を進める